



# 島根県報

平成28年3月1日（火）

第2,780号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
保安林予定森林	(森林整備課)	2
保安林の指定	(       "       )	2

### 【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	(農業経営課)	3
基本測量の終了	(技術管理課)	3
平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築住宅課)	3

### 【特定調達公告】

来居港仮設ターミナルの調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課)	5
島根県立中央病院設備運転管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(病院局)	6

**告 示****島根県告示第135号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成28年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社あい來	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 むつみ	出雲市中野町858 サンエ スタ21-B203号	平成28年3月1日

**島根県告示第136号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町宇波1917から1919まで、1921、1922
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第137号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
浜田市上府町口930、口931-5
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 とびかみ	出雲市斐川町富村306-1	出雲市斐川町富村221-2外90筆

### 2 申請年月日

平成28年 2 月 19 日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年 2 月 16 日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

### 2 作業期間

平成27年 7 月 10 日から平成28年 2 月 16 日まで

### 3 作業地域

出雲市、大田市、雲南市、飯石郡飯南町

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成28年 3 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 試験期日及び時間

- (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
平成28年7月3日(日) 午前10時から午後5時10分まで  
(木造建築士試験)  
平成28年7月24日(日) 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 「設計製図の試験」  
(二級建築士試験)  
平成28年9月11日(日) 午前11時から午後4時まで  
(木造建築士試験)  
平成28年10月9日(日) 午前11時から午後4時まで

## 2 試験地及び試験場

- (1) 「学科の試験」  
(二級建築士試験)  
松江市 松江市朝日町478-18  
松江勤労者総合福祉センター(松江テルサ)  
(木造建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)
- (2) 「設計製図の試験」  
(二級建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)  
(木造建築士試験)  
松江市 松江市学園南1-2-1  
島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

## 3 受験申込手続

### (1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成27年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

#### ア 受付期間

平成28年3月14日(月)から同月29日(火)まで

#### イ 受験申込方法

次の宛先(受付最終日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

### (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

#### ア 受付期間及び受付時間

平成28年3月22日（火）午前10時から同月29日（火）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級・木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

一般社団法人 島根県建築士会

平成28年4月7日（木）から同月11日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成26年又は平成27年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成26年若しくは平成27年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成28年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場所等を明記したもの）については、平成28年6月10日（金）（予定）に、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知

平成28年12月1日（木）（予定）。合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成28年8月23日（火）、木造建築士試験においては平成28年9月6日（火）（いずれも予定）。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、平成28年6月8日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第

83号) 第9条の規定により公告する。

平成28年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量  
来居港仮設ターミナル 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 5 落札金額  
29,178,680円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成27年12月22日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成28年3月1日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 調達件名及び数量  
島根県立中央病院設備運転管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成28年2月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
北陽ビル管理株式会社 代表取締役 幡 宏明 島根県松江市片原町62番地1
- 5 落札金額  
502,200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成27年12月11日